



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市学校給食センター条例の一部
の施行期日を定める規則(第59号)…………… 2549
- ◇川崎市庁用自動車管理規則等の一部
を改正する規則(第60号)…………… 2549
- ◇川崎市契約規則の一部を改正する規
則(第61号)…………… 2550
- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を
改正する規則(第62号)…………… 2553

告 示

- ◇道路区域の変更(第451号)…………… 2553
- ◇道路の供用開始(第452号)…………… 2553
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
指定(第453号)…………… 2553
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
変更(第454号)…………… 2553
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
廃止(第455号)…………… 2553
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
廃止(第456号)…………… 2554
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
指定(第457号)…………… 2554
- ◇生活保護法等による指定施術機関の
指定(第458号)…………… 2554
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
廃止(第459号)…………… 2554
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
休止(第460号)…………… 2554
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
辞退による廃止(第461号)…………… 2554
- ◇自転車等の撤去と保管(第462号)…………… 2554
- ◇重度障害者医療費助成条例施行規則
に基づく医療証の更新(第463号)…………… 2555
- ◇平成29年第3回川崎市議会定例会の
招集(第464号)…………… 2555
- ◇道路区域の変更(第465号)…………… 2555

- ◇道路の供用開始(第466号)…………… 2555
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第467号)…………… 2555
- ◇自転車等の撤去と保管(第468号)…………… 2557
- ◇個人情報保護条例の規定による目的
外利用等の届出(第469号)…………… 2557
- ◇予防接種の業務を行う医師の変更
(第470号)…………… 2557
- ◇告示の訂正(第471号)…………… 2557
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第472号)…………… 2558
- ◇道路区域の変更(第473号)…………… 2559

公 告

- ◇農用地利用集積計画の制定(第458
号)…………… 2559
- ◇環境影響評価に関する条例による条
例見解書の公告(第459号)…………… 2562
- ◇開発行為に関する工事の完了(第460
号)…………… 2562
- ◇一般競争入札の執行(第461号)…………… 2562
- ◇開発行為に関する工事の完了(第462
号)…………… 2564
- ◇開発行為に関する工事の完了(第463
号)…………… 2564
- ◇井田重度障害者等生活施設の指定管
理者の公募(第464号)…………… 2564
- ◇川崎市北部リハビリテーションセン
ターの指定管理者の公募(第465号)…………… 2565
- ◇社会復帰訓練所の指定管理者の公募
(第466号)…………… 2566
- ◇土地区画整理法による換地処分通知
の内容の掲示場所(第467号)…………… 2566
- ◇一般競争入札の執行(第468号)…………… 2566
- ◇一般競争入札の執行(第469号)…………… 2569
- ◇道路位置の指定(第470号)…………… 2571
- ◇川崎都市計画地区計画の変更の案の
縦覧(第471号)…………… 2571
- ◇川崎都市計画用途地域の変更の案の
縦覧(第472号)…………… 2571
- ◇川崎都市計画高度地区の変更の案の

縦覧(第473号).....	2571	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第152号).....	2602
◇一般競争入札の執行(第474号).....	2572	◇差押調書(謄本)の公示送達(第153号).....	2602
◇一般競争入札の執行(第475号).....	2572	◇差押書の公示送達(第154号).....	2602
◇一般競争入札の執行(第476号).....	2574	◇差押調書(謄本)の公示送達(第155号).....	2602
◇一般競争入札の執行(第477号).....	2575	◇督促状の公示送達(第156号).....	2603
◇一般競争入札の執行(第478号).....	2576	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第479号).....	2578	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第32号).....	2603
◇一般競争入札の執行(第480号).....	2579	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第33号).....	2603
◇公園墓地管理手数料に係る納入通知書の公示送達(第481号).....	2581	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第34号).....	2604
◇一般競争入札の執行(第482号).....	2581	上下水道局公告	
◇開発行為に関する工事の完了(第483号).....	2584	◇一般競争入札の執行(第66号).....	2604
◇公募型プロポーザルの実施(第484号).....	2584	◇一般競争入札の執行(第67号).....	2609
◇一般競争入札の執行(第485号).....	2585	◇一般競争入札の執行(第68号).....	2610
◇開発行為に関する工事の完了(第486号).....	2590	交通局公告	
◇生田緑地及び川崎市岡本太郎美術館の指定管理者の公募(第487号).....	2590	◇一般競争入札の執行(第66号).....	2611
◇開発行為に関する工事の完了(第488号).....	2592	病院局公告	
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第489号).....	2592	◇一般競争入札の執行(第32号).....	2612
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第490号).....	2592	◇一般競争入札の執行(第33号).....	2613
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第491号).....	2593	病院局公告(調達)	
公告(調達)		◇一般競争入札の公告(第10号).....	2617
◇一般競争入札の執行(第296号).....	2593	消防局公告	
◇一般競争入札の執行(第297号).....	2594	◇サイレンの吹鳴(第13号).....	2619
◇一般競争入札の執行(第298号).....	2596	教育委員会規則	
◇一般競争入札の執行(第299号).....	2597	◇川崎市学校給食センター条例施行規則(第12号).....	2619
◇一般競争入札の執行(第300号).....	2599	◇川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(第13号).....	2620
◇落札者等の公示(第301号).....	2600	◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(第14号).....	2620
◇落札者等の公示(第302号).....	2601	◇川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則(第15号).....	2620
◇落札者等の公示(第303号).....	2601	◇川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則(第16号).....	2621
◇落札者等の公示(第304号).....	2601	教育委員会告示	
税公告		◇教育委員会定例会の議事の追加(第25号).....	2621
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第148号).....	2602	◇教育委員会臨時会の招集(第26号).....	2621
◇差押調書(謄本)の公示送達(第149号).....	2602	教育委員会公告	
◇市税過誤納金等還付(充当)通知書の公示送達(第150号).....	2602	◇川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の公募(第4号).....	2621
◇差押調書(謄本)の公示送達(第151号).....	2602		

教育委員会訓令

- ◇川崎市教育委員会職員出勤記録整理
規程の一部を改正する訓令(第8号)…………… 2623
- ◇川崎市教育委員会職員の勤務時間等
に関する規程の一部を改正する訓令
(第9号)…………… 2623
- ◇川崎市教育委員会職員研修規程の一
部を改正する訓令(第10号)…………… 2624
- ◇川崎市教育委員会職員の人事評価等
に関する規程の一部を改正する訓令
(第11号)…………… 2624
- ◇川崎市立学校教職員の人事評価に関
する規程の一部を改正する訓令(第
12号)…………… 2624

教育長訓令

- ◇川崎市教育委員会事務局等事務決裁
規程の一部を改正する訓令(第4号)…………… 2628

人事委員会規則

- ◇川崎市職員の管理職手当に関する規
則の一部を改正する規則(第13号)…………… 2628

区告示

- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効
(中原区第1号)…………… 2628

区公告

- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第89号)…………… 2628
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第90号)…………… 2629
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第91号)…………… 2629
- ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(川崎区第92号)…………… 2629
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第93号)…………… 2629
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第42号)…………… 2630
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(幸区第43号)…………… 2630
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第34号)…………… 2630
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第37号)…………… 2630
- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(高津区第38号)…………… 2630
- ◇差押通知書の公示送達(高津区第39
号)…………… 2631
- ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第42号)…………… 2631

- ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第43号)…………… 2631
 - ◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(宮前区第44号)…………… 2631
 - ◇国民健康保険料に係る差押調書(膳
本)の公示送達(多摩区第41号)…………… 2631
 - ◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第42号)…………… 2632
 - ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第43号)…………… 2632
 - ◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第43号)…………… 2632
 - ◇国民健康保険料に係る配当計算書
(膳本)の公示送達(麻生区第44号)…………… 2632
 - ◇住民票の職権消除(麻生区第45号)…………… 2632
- 辞 令**
- ◇8月29日付け…………… 2633

規 則

川崎市学校給食センター条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第59号

川崎市学校給食センター条例の一部の施行
期日を定める規則

川崎市学校給食センター条例(平成29年川崎市条例第22号)(第2条の表中川崎市中部学校給食センターの項及び川崎市北部学校給食センターの項を除く。)の施行期日は、平成29年8月29日とする。

川崎市庁用自動車管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第60号

川崎市庁用自動車管理規則等の一部を改正
する規則
(川崎市庁用自動車管理規則の一部改正)

第1条 川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「長(」の次に「教育委員会事務局(学校その他の教育機関のうち教育委員会が所管するものを含む。以下同じ。)にあつては、教育次長。」を加える。

別表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教 育 委 員 会 事 務 局	総務部庶務課	課長	教育委員会（学校給食センター、宮前図書館、総合教育センター、日本民家園及び青少年科学館を除く。）の所管に属する庁用自動車
	学校給食センター	所長	学校給食センターの所管に属する庁用自動車
	宮前図書館	館長	宮前図書館の所管に属する庁用自動車
	総合教育センター総務室	室長	総合教育センターの所管に属する庁用自動車
	日本民家園	園長	日本民家園の所管に属する庁用自動車
	青少年科学館	館長	青少年科学館の所管に属する庁用自動車

(川崎市金銭会計規則の一部改正)

第2条 川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局の項中

「

総合教育センター	総務室長	」
----------	------	---

を

「

総合教育センター	総務室長	」
学校給食センター	所長	

に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第3条 川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2 教育委員会の項中

「

総合教育センター	総務室長	」
----------	------	---

を

「

総合教育センター	総務室長	」
学校給食センター	所長	

に改める。

別表第3 教育委員会の項中

「

総合教育センター	」
----------	---

を

「

総合教育センター	」
学校給食センター	

に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第61号

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第5号様式を次のように改める。

第3号様式

契約番号

入 札 (見 積) 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）
します。

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(件 名)

(履行場所)

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。
 訂正したものは無効とします。
 3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。

第5号様式

指 名 通 知 書

年 月 日

様

川 崎 市 長

次の入札に参加を指名します。

契約番号

- 1 件 名
- 2 業 種 ・ 種 目
- 3 内 訳
- 4 履 行 場 所
- 5 履 行 期 限
- 6 仕様書等配布日時・場所 日時：
場所：
- 7 入 札 保 証 金
- 8 最 低 制 限 価 格
- 9 入 札 日 時 ・ 場 所 日時： 月 日 時 分
場所：
- 10 契 約 保 証 金
- 11 前 払 金
- 12 解体工事に要する費用等
- 13 契 約 書 の 作 成
- 14 そ の 他 の 事 項
- 15 仕様書等問い合わせ先

16 通 信 欄

(契約担当課：)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票(第3号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第62号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1久末の項中「333」を「285」に改める。

附 則

この規則は、平成29年9月14日から施行する。

告 示

川崎市告示第451号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月16日から平成29年8月30日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中幸町第10号線	川崎市幸区中幸町3丁目4番5先 ----- 川崎市幸区中幸町3丁目4番5先	2.18	31.79	
新	中幸町第10号線	川崎市幸区中幸町3丁目4番1先 ----- 川崎市幸区中幸町3丁目4番1先	3.06 ~ 3.09	31.79	

川崎市告示第452号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年8月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月16日から平成29年8月30日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中幸町第10号線	川崎市幸区中幸町3丁目4番1先	
	川崎市幸区中幸町3丁目4番1先	

川崎市告示第453号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成29年8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第454号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成29年8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第455号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4

項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第457号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第458号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第459号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第460号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第461号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第462号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年 8月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第463号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年川崎市規則第32号)第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

平成29年8月24日

川崎市長 福田紀彦

1 更新日

平成29年10月1日

2 更新期間

平成29年9月1日から平成29年9月30日まで

3 更新方法

医療証の更新は、平成29年9月5日から平成29年9月30日までの間に郵送での交付により行います。

4 医療証の効力

現医療証は平成29年9月30日限りで無効とし、新医療証は平成29年10月1日から平成30年9月30日まで有効とします。ただし、平成30年9月30日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

川崎市告示第464号

平成29年第3回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 日 時 平成29年9月1日(金曜日)午前10時

2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第465号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月25日から平成29年9月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上麻生第305号線	川崎市麻生区下麻生3丁目2468番7先 川崎市麻生区上麻生7丁目120番3先	3.80 ～ 6.97	56.92	
新	上麻生第305号線	川崎市麻生区下麻生3丁目2486番5先 川崎市麻生区上麻生7丁目126番1先	7.50	56.92	隅切りを含む

川崎市告示第466号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年8月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月25日から平成29年9月8日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上麻生第305号線	川崎市麻生区下麻生3丁目2486番5先 川崎市麻生区上麻生7丁目126番1先	隅切りを含む

川崎市告示第467号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年8月29日

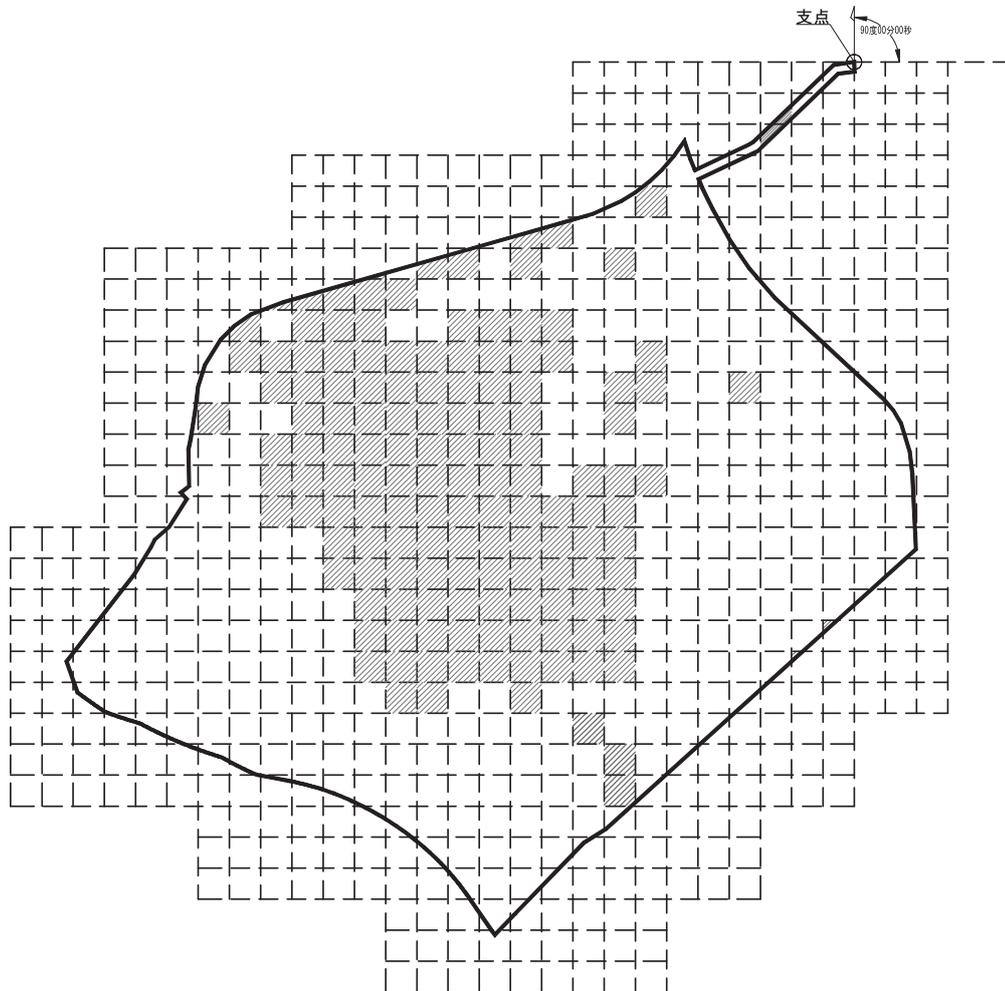
川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

中原区等々力764番、765番、773番、774番、775番、

- 975番3、3148番、3166番2、3202番、3226番、3230番、3226番地先（無地番地）の一部
（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、セレン及

- びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



凡 例

□ 調査対象地

▨ 指定する区域

---- 単位区画線
筆境界線

【申請に係る土地の面積】

	13751.6m ²
うちみなし汚染とする面積	2600.0m ²

〈支点〉	X座標	Y座標
	-45787	-16551

X、Y：日本測地座標系
（備考）

本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、世界測地座標系計算によって作成した。

〈格子の回転角度：90度00分00秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図 指定する区域

川崎市告示第468号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年8月29日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第469号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年8月29日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 1件
 イ 教育委員会 1件

(2) 外部提供

ア 市長 17件
 イ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第470号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	北村 善市	北村医院	川崎市中原区木月2-14-6
変更後	北村 修一		
変更前	木村美根雄	中島中央病院	川崎市川崎区中島3-9-9
変更後		なかじまクリニック	
変更前	鈴鹿 隆久	鈴鹿小児科医院	川崎市宮前区土橋1-24-18
変更後		すずか小児科・皮ふ科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11 ビル・ベルディア2F
変更前	山本 剛	竹中医院	川崎市宮前区菅生5-5-21
変更後		宮前白百合クリニック	

川崎市告示第471号

平成29年7月31日川崎市告示第434号を次のとおり訂正します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田紀彦

誤

2 都市計画を定める土地の区域

(3) 変更する部分

川崎市川崎区 浅田4丁目、浅田2丁目、浅田1丁目、小田7丁目、鋼管通4丁目、浜町2丁目、浜町4丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、池上新町3丁目、四谷上町、昭和2丁目、出来野、大師河原2丁目、大師河原1丁目及び大師河原宇上殿町耕地地先

正

2 都市計画を定める土地の区域

(3) 変更する部分

川崎市川崎区大師河原字上殿町耕地地先

川崎市告示第472号

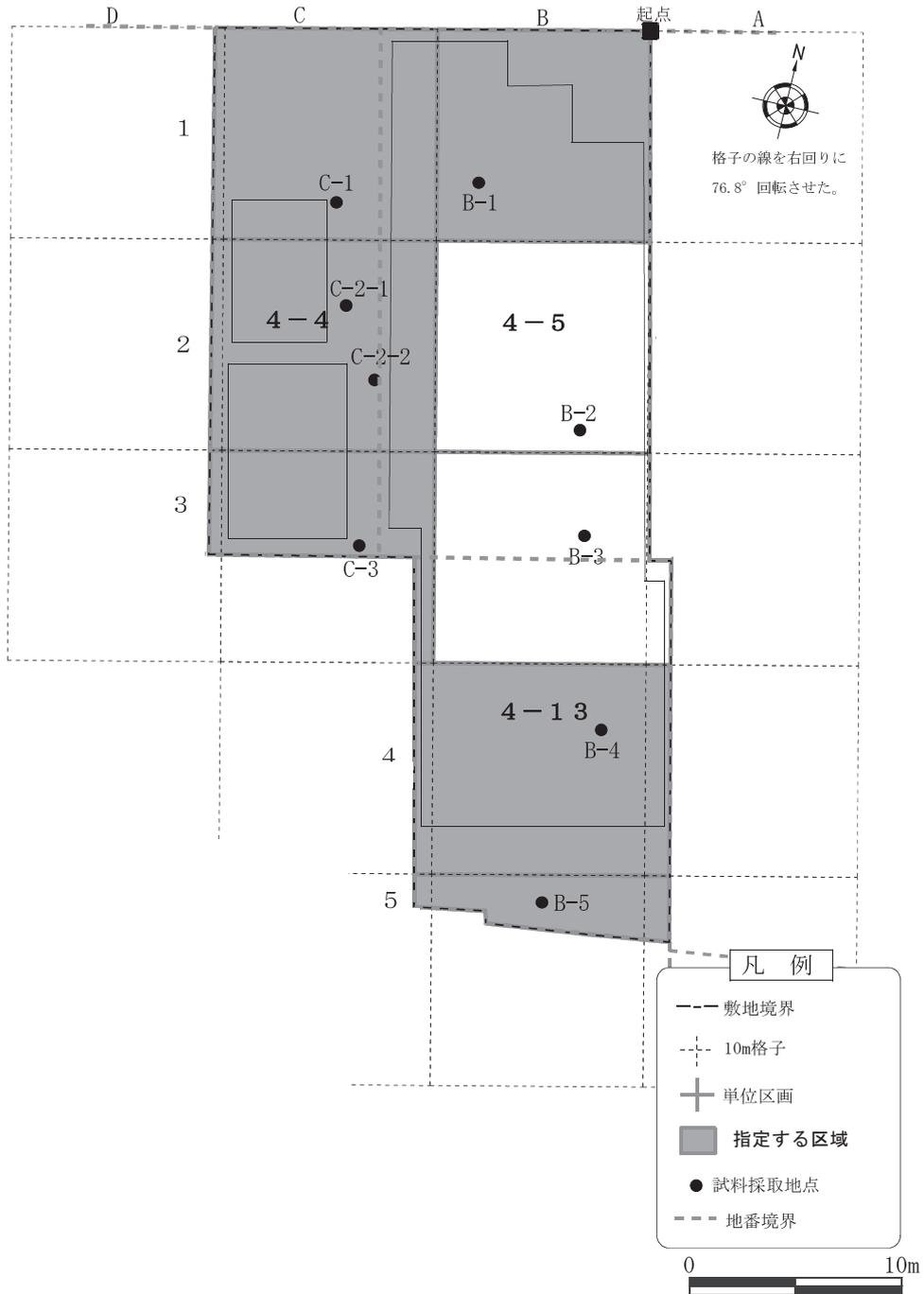
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年8月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定する区域
川崎区塩浜4丁目4番4並びに4番5及び4番13の一部(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
シアン化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第473号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年8月31日から平成29年9月14日まで一般の縦覧に供します。

平成29年8月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅 生 第148号線	川崎市宮前区菅生 1丁目1916番1先	1.82	89.51	
		川崎市宮前区菅生 1丁目1903番55先	2.42		
新	菅 生 第148号線	川崎市宮前区菅生 1丁目1916番1先	1.82	85.50	
		川崎市宮前区菅生 1丁目1900番1先	2.42		

公 告

川崎市公告第458号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年8月16日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借債(年額)	借債の支払方法	氏名又は名称	住所		
川崎市麻生区岡上 字天神谷戸949-1	畑	1,106	梶 建一	川崎市麻生区岡上691	賃借権	普通畑	平成29年 9月1日	平成32年 8月31日	円 22,000	毎年8月末 日までに貸 手宅へ持参 する。	梶 康夫	川崎市麻生区 岡上290	貸借	
麻生区岡上 字天神谷戸1000の一部	畑	2,415 の内 1,486	星野道人 星野早苗	川崎市麻生区岡上267 川崎市麻生区岡上267	賃借権	普通畑	平成29年 9月1日	平成32年 8月31日	円 35,000	毎年8月末 日までに貸 手宅へ持参 する。	梶 康夫	川崎市麻生区 岡上290	貸借	
字梨子ノ木1219-3の一部 字梨子ノ木1221の一部	畑 畑	1,221 2,487 の内 264												
									円					
									円					

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第459号

(仮称) 東扇島物流施設計画に係る条例
見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第1項の規定に基づく標記条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第19条に定める事項について次のとおり公告します。

平成29年 8月17日

川崎市長 福田 紀彦

条例見解書について

1 指定開発行為者

所在地: 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
名 称: RW東扇島特定目的会社
代表者: 取締役 須貝 信

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名 称
(仮称) 東扇島物流施設計画

(2) 種 類
大規模建築物の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区東扇島21番地、23番地1号

4 条例見解書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

- 1 指定開発行為者
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- 3 指定開発行為を実施する区域
- 4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び内容

第2章 環境影響評価の経過

- 1 条例準備書の縦覧期間及び縦覧場所
- 2 説明会開催日時、場所、参加人数及び周知方法
- 3 意見書の提出数

第3章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

- 1 指定開発行為の概要について

第4章 関係地域の範囲

5 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 場所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(2) 期間

平成29年 8月17日(木) から
平成29年 8月31日(木) まで
ただし、土曜日、日曜日は除く

(3) 時間

午前 8時30分から午後 5時まで

川崎市公告第460号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 8月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区下野毛二丁目963番1

ほか9筆(第2工区)

377平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市中区尾上町四丁目47番地
リストデベロップメント株式会社
代表取締役 三浦 恵一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年 2月22日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第183号

川崎市公告第461号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 8月18日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎国際生田緑地ゴルフ場滝沢池護岸改修設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区初山1丁目地内
	履 行 期 限	平成30年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士〔建設部門〕(土質及び基礎)、技術士〔総合技術監理部門〕(建設-土質及び基礎)、又はRCCM〔土質及び基礎〕のいずれかの資格を有すること。</p> <p>なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	黒川海道特別緑地保全地区施設整備設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川地内
	履 行 期 限	平成30年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者。</p> <p>(4) 主任技術者及び照査技術者は、技術士〔建設部門〕(都市及び地方計画)、技術士〔総合技術監理部門〕(建設-都市及び地方計画)、又はRCCM〔造園〕のいずれかの資格を有すること。</p> <p>なお、主任技術者と照査技術者は兼務できない。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月14日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅一丁目2856番1
ほか6筆の一部
844平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
多摩区菅稲田堤一丁目2番16
樋山 キミ
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：25戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年 6月16日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第31号

川崎市公告第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生五丁目1281番1
743平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区菅生5丁目3番33号
杉田 シゲ
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年 5月17日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第14号
平成29年 7月18日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第48号（変更）

川崎市公告第464号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成29年 8月21日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 井田重度障害者等生活施設
 - (2) 所在地 川崎市中原区井田3丁目16番1号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。
- (5) 体験宿泊支援に関すること。
- (6) 施設の維持管理に関すること。
- (7) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務。

3 指定予定期間

平成30年 4月1日から平成35年 3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成28年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。
- オ 平成28年度における事業実績報告書及び平成29年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成29年 8月21日（月）から平成29年 9月27日（水）まで（土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで）

(3) 応募の受付期間

平成29年 9月21日（木）から平成29年 9月27日（水）まで（土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで）

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電 話 044-200-2654

F A X 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第465号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成29年 8月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

名称	構成施設
川崎市北部リハビリテーションセンター	ア 百合丘障害者センター
	イ 百合丘日中活動センター
	ウ 百合丘地域生活支援センター

(2) 所在地 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 百合丘障害者センター

ア 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務

イ 障害者に対する医学的、心理学的、社会的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関する業務

ウ 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する業務

エ 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する業務

オ その他設置目的を達成するために必要な業務

(2) 百合丘日中活動センター

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に規定する生活介護の業務

イ 障害者総合支援法に規定する自立訓練の業務

ウ 障害者総合支援法に就労移行支援の業務

エ 障害者総合支援法に規定する就労継続支援の業務

オ 建物全体の光熱水費の支払い及び建物の維持管理等に必要な業務

カ その他設置目的を達成するために必要な業務

(3) 百合丘地域生活支援センター

ア 障害者総合支援法に規定する特定相談支援の業務

イ 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターの業務

ウ 精神障害者ピアサポーター養成・支援の業務

エ 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供する業務

オ その他設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成28年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 平成28年度における事業実績報告書及び平成29年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成29年8月21日(月)から平成29年9月27日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

平成29年9月21日(木)から平成29年9月27日(水)まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電 話 044-200-2654

F A X 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第466号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成29年 8月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 社会復帰訓練所

(2) 所在地 川崎市高津区末長1丁目3番8号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター
条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定
管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)
第5条第13項に規定する就労移行支援事業に関する
こと。

(2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継
続支援事業のうち、同法施行規則第6条の第10項第
2号に規定された就労継続支援B型事業に関するこ
と。

(3) その他の当該施設の管理のために必要な業務

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 指定管理者応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び
収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成28年度における財産目録、貸借対照表及び
損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属
する事業年度に設立された法人にあっては、その
設立時における財産目録とします。

オ 平成28年度における事業実績報告書及び平成29
年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め
る書類

(2) 仕様書等の配布期間

(案件1)

平成29年 8月21日(月) から平成29年 9月27日
(水) まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8
時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

平成29年 9月21日(木) から平成29年 9月27日
(水) まで(土曜日・日曜日・祝日を除き、午前8
時30分から正午、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電 話 044-200-2654
F A X 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第467号

次の表の左欄に記載する者に対する当該右欄の土地に
かかる静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地地区画整理事業
施行者静岡市が発した土地地区画整合法(昭和29年法律第
119号)第103条第1項の規定による換地処分通知は、送
付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項及び
同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定に
より、書類の送付に代えて、その内容が下記揭示場所に
揭示されている。

平成29年 8月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 書類の送付を受けるべき者及び土地の表示
(表省略)

2 揭示場所
静岡市葵区長沼837地内に存する揭示板

川崎市公告第468号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 8月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

競争入札に 付する事項	件 名 多摩区内水路整備工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区堰1丁目22番地先
	履 行 期 限 契約の日から110日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島-7.5m岸壁ほか補修その3工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先ほか
	履 行 期 限 契約の日から150日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (9) 「海上及び海中での被覆防食及び、陽極設置による電気防食による防食工事」の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月14日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 麻生区内道路補修(緊急その2) 工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 市道向ヶ丘2号線道路補修(打換) 工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区けやき平1番地先他1箇所
	履 行 期 限 契約の日から100日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	平成29年9月4日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第469号

平成29年8月23日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	消防訓練センター主訓練塔改築衛生設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番2号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	消防訓練センター主訓練塔改築電気設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番2号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年9月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参加資格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成 29年9月22日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 動物愛護センター新築電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上平間1700番8の一部
	履 行 期 限 契約の日から平成30年12月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月2日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第470号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年8月23日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区野川2807番地 和田 義行		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区野川字西耕地2824番1の 一部外 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	24.32メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第212号	指 定 年月日	平成29年 8月23日	

川崎市公告第471号

川崎都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年8月23日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更
（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課
（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）
川崎市登戸区画整理事務所（多摩区登戸2202-1）
多摩区役所10階市政資料コーナー
（多摩区登戸1775-1）
川崎市立多摩図書館
（多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎地下1階）

4 縦覧期間

平成29年8月23日（水）から平成29年9月6日（水）まで

川崎市公告第472号

川崎都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年8月23日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更
（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課
（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）
川崎市登戸区画整理事務所（多摩区登戸2202-1）
多摩区役所10階市政資料コーナー
（多摩区登戸1775-1）
川崎市立多摩図書館
（多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎地下1階）

4 縦覧期間

平成29年8月23日（水）から平成29年9月6日（水）まで

川崎市公告第473号

川崎都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年8月23日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更
（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分
なし

(2) 削除する部分
なし

(3) 変更する部分
川崎市 多摩区 登戸地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
川崎市登戸区画整理事務所(多摩区登戸2202-1)
多摩区役所10階市政資料コーナー

(多摩区登戸1775-1)

川崎市立多摩図書館

(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎地下1階)

4 縦覧期間

平成29年8月23日(水)から平成29年9月6日(水)まで

川崎市公告第474号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	一般X線撮影装置システム
	履行場所	仕様書のとおり
	履行期限	平成30年2月28日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」に登録されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	平成29年10月3日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第475号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度川崎市災害時要援護者避難支援制度に関する登録勸奨及び調査等業務委託

(2) 履行期限

平成30年3月31日

(3) 履行場所

川崎市内

(4) 委託概要

ア 災害時に自力で避難することが困難であり支援を必要とすると考えられる方々を対象とした川崎市災害時要援護者避難支援制度(以下、制度)の周知と登録を促すダイレクトメールを送付し、返信されてくる登録申込書を回収する。

イ 返信された登録申込書の内容を集計するとともに、市が提供する対象者リストと照合し、その内

容をまとめた台帳を作成する。

ウ 登録希望をした方に戸別訪問し、実態調査票をもとに対面にて聞き取り調査を行う。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」・種目「その他の調査・測定」に登録されていること。
- (4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布と提出及び仕様書の配布

この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課
電話044-200-2628(直通)

競争入札参加申込書の様式は上記の場所以外でも、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

(2) 配布及び提出期間

平成29年8月25日(金)から平成29年9月1日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 委託契約実績の内容を確認できる契約書・仕様書等の写し

(4) 提出方法

(1)の提出先に直接提出すること

(5) 仕様書の配布

競争入札参加申込書を提出した者に対し、(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを記

載している場合は、自動的に電子メールで配信されません。

(1) 交付場所及び問合せ先

3の(1)と同じ

(2) 交付日時

平成29年9月1日(金)

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式を用いて指定の電子メールアドレスに提出してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「入札情報」委託欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(3) 受付期間

平成29年8月25日(金)午前9時から平成29年9月7日(木)16時まで

(4) 回答方法

平成29年9月8日(金)に、競争入札参加資格確認通知書を交付したすべての者に対し、電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は所定の入札書をもって行います。

イ 入札の提出方法は、持参のみとします。

ウ 入札書に記載する金額には、法定所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

(2) 入札及び落札の日時及び場所

ア 日時 平成29年9月15日(金) 11時

イ 場所 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階 地域福祉課会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有

効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」の契約関係

規定において閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりです。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

川崎市公告第476号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	渋川環境整備測量委託
	履 行 場 所	川崎市中原区木月住吉町15番地先
	履 行 期 限	110日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託(その27)
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地区
	履 行 期 限	平成30年1月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月21日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎駅西口道路維持（駅広清掃その2）委託
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町地内
	履 行 期 限	平成30年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」、種目「道路清掃」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp ・ 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていたことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。 詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。	

川崎市公告第477号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター減速機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成29年12月28日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点

検」に記載されていること。

- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

川崎市王禅寺処理センター

技術係 藤井、眞鍋、斎藤

電 話 044-966-6135

F A X 044-951-0314

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年8月25日（金）から平成29年9月1日

(金) 9時から17時まで(12時から13時の間及び日曜日は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年9月15日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成29年9月15日(金)

9時から17時まで

(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年9月15日(金)から平成29年9月20日

(水) 9時から17時まで(12時から13時の間及び日曜日は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-951-0314

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年9月27日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年9月29日(金) 10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター 3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参

(持参以外は無効とする。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(http://keiyaku.city.

kawasaki.jp/epc/index.htm)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第478号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

(仮称)地域ふれあいプラザ基本構想(案)策定業務

(2) 履行場所

川崎市役所健康福祉局高齢者在宅サービス課

(3) 完了期限

平成30年3月31日(土)限り

(4) 業務概要

(1)の基本構想(案)について、地域ふれあいプラザの基本的な考え方を踏まえつつ、本市の方向性をまとめるためのコンサルティング業務とします。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」種目「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で本市、他の官公庁において福祉関係の基本計画策定その他これに類する業務の契約実績があること。
- (5) 技術士法第2条第1項に規定する技術士の内、総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画、又は、建設部門一都市及び地方計画の資格を持ち、技術士法に基づく登録を行っている者を配置できること。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(4)～(5)を証する書類を提出しなければなりません。
- (1) 申請書等の配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
伊藤
電 話 044-200-2680(直通)
F A X 044-200-3926
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年8月25日(金)から平成29年8月29日(火)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。
- (3) 提出方法
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等の交付
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、仕様書等を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。なお、入札説明会は実施しません。
- (1) 日時(予定)
平成29年8月30日(水)
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成29年8月30日(水)から平成29年9月1日(金)の午後5時15分までとします。
- (3) 質問受付方法
3(1)の電子メールにお送りください。
- (4) 回答日時・方法
平成29年9月4日(月)
全社に電子メールで回答します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、(仮称)地域ふれあいプラザ基本構想(案)策定業務にかかる費用の合計金額で行います。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
平成29年9月7日(木)午後2時
- イ 入札場所
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階10E会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参とします(持参以外は無効とします)。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約の手続き等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ

(4) その他関係書類については、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからもダウンロードできます。

川崎市公告第479号

入札公告

平成29年8月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町9-9ほか

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月23日まで

(4) 業務概要

海底トンネル内に設置されている監視カメラ及び非常電話設備について、中央監視室のモニタ設備等を正常かつ良好に維持するため、保守点検を行う。

(委託設備)

- ・監視盤、I T V操作卓、非常電話受付台、電話交換機・・・一式
- ・監視カメラ設備・・・車道部32台、人道部13台
- ・非常電話設備・・・28台

詳細については、「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者

(4) トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成29年8月25日(金)から平成29年9月1日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ トンネル内に設置されている本件対象となる設備の保守点検業務実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有することを証する書類

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において平成29年8月25日(金)から平成29年9月1日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成29年9月6日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成29年9月6日(水)までに入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年9月6日(水)午前9時から平成29年9月11日(月)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

平成29年9月15日(金)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年9月22日(金) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、落札を保留とし、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第480号

入札公告

平成29年8月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

港湾保安システム保守点検業務委託

(2) 履行場所

保安対策モニター監視室及び各制限区域等

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月23日まで

(4) 業務概要

港湾保安システム設備の機能を正常且つ良好に維持するため、年2回(秋季に普通点検、年度末に精密点検)の調整及び保守点検業務を行うものです。
監視機器 制御装置、表示装置、記録装置、

カメラ、伝送装置
 電源関係 U P S、盤類
 センサー類 赤外線、振動
 放送設備等

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備」で登録されている者。
- (4) 平成17年4月1日以降に港湾保安システム設備の保守点検業務についての受託実績を有すること。
- (5) 本委託の入札用設計図書(「設計書・図面・仕様書等」をいう。)の貸与に関する情報等の取扱に係る「誓約書」を提出し、当該「誓約書」の内容を遵守できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869
 川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
 川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
 電話番号 044-287-6014
 F A X 044-287-6038
 E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成29年8月25日(金)から平成29年9月1日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 上記2(4)を証する書類
- ウ 上記2(5)の誓約書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において平成29年8月25日(金)から平成29年9月1日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札用設計図書の貸与

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成29年9月6日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

ただし、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成29年9月6日(水)までに電子メールにより送付します。

(2) 入札用設計図書の貸与

競争入札参加資格が有ると認められた者には、入札用設計図書を貸与します。

ア 貸与場所

3(1)に同じ

イ 貸与日時

平成29年9月6日(水)午前9時から平成29年9月8日(金)午後4時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

手渡しとなります。電子メールでの送付は行いません。

また、貸与した入札用設計図書は、入札手続き終了後直ちに港湾局川崎港管理センター港湾管理課まで返却してください。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年9月7日(木)午前9時から平成29年9月8日(金)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。
 電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp
 F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

平成29年9月12日(火)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付し

ます。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年 9月14日 (木) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する「特定業務委託契約」に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めません。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約条例規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第481号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月25日

川崎市長 福田 紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成29年度	公園墓地管理手数料	平成29年度分	なし	計 731件

(別紙省略)

川崎市公告第482号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 8月28日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	宮前区内市道尻手黒川線歩道設置(改築その2)工事
	履行場所	川崎市宮前区犬蔵2丁目18番地先
	履行期限	契約の日から140日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月11日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 川崎区内道路補修(緊急その2)工事
	履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履行期限 契約の日から平成30年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。 (7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月11日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内市道野川柿生線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区上作延62番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	扇町緑地護岸改良工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区扇町地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (9) 「海上での鋼管杭、鋼矢板または鋼管矢板の打設工事」の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月11日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第483号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年8月28日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区登戸字甲耕地101番
ほか1筆
684平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区上麻生1丁目13番6号
有限会社 アノン 代表取締役 難波 達
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年6月7日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第27号

川崎市公告第484号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 公募型プロポーザルに付する事項
 - (1) 件名
働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析・業務改善支援業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市役所、多摩区役所、その他
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成30年3月26日(月)まで
 - (4) 募集手続
詳細は提案公募要項によります。
- 2 提案公募要項、仕様書、各種様式の配布

提案公募要項、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000090762.html>

※同様のものを川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

- 3 参加意向申出書の提出等
 - (1) 参加意向申出書及び団体に関する確認書
プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)を提出してください。
参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)については、次のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000090762.html>
 - ア 提出期間：平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)まで
 - イ 提出場所：川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室
住所 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2060
 - ウ 提出方法：持参又は郵送
 - (2) 参加資格確認結果通知書の交付
参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。
- 4 参加資格を有した事業者の企画提案書等の提出
企画提案書等を次のとおり受け付けます。
 - (1) 受付期間：平成29年8月30日(水)から平成29年9月5日(火)まで
 - (2) 提出場所：川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

住所 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2060

電話 : 044-200-2060
F A X : 044-200-0622

- (3) 提出方法：持参又は郵送
- 5 問い合わせ・連絡先
担当 : 川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室 坂本・井上
住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市公告第485号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市役所第3庁舎空調設備補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東田町5番地4
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	等々力陸上競技場サイド・バックスタンド屋根塗装その他工事(第2期)
	履 行 場 所	川崎市中原区等々力1番
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p>	

参加資格	(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 道路照明設置その5工事
	履行場所 川崎市宮前区犬蔵1丁目8番地先他3箇所
	履行期限 契約の日から155日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 道路照明設置その6工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区中島1丁目15番地先他3箇所
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月13日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎総合科学高等学校中央監視装置改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向仲野町5番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「電気通信」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年10月6日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	動物愛護センター新築昇降機設備工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1700番8の一部
	履行期限	契約の日から平成30年12月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	北部身体障害者福祉会館昇降機設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。	

参 加 資 格	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注の昇降機設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 総合教育センター本館屋上防水改修その他工事 履行場所 川崎市高津区溝口6丁目9番3号 履行期限 契約の日から平成30年3月9日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「防水」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月27日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	川崎港海底トンネル設備改修その38 (換気所換気) 工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町9-9ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第486号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区宮崎五丁目10番19
609平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社 代表取締役 野本 弘文
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数: 4戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年4月20日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第6号

平成29年6月26日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第38号(変更)

川崎市公告第487号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成29年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
(1) 生田緑地(管理対象面積: 約54.2ha) (川崎市多摩区枳形6丁目・7丁目、東生田2丁目・3丁目・4丁目、東三田3丁目及び長尾2丁目並びに宮前区初山1丁目)

主な公園施設

- ・生田緑地東口ビジターセンター
- ・生田緑地西口サテライト
- ・生田緑地整備事務所
- ・生田緑地駐車場（東口駐車場・西口駐車場・大型バス駐車場）
- ・枅形山展望台

(2) 川崎市岡本太郎美術館（川崎市多摩区枅形7丁目1番5号）

※ 当該指定管理業務は、上記施設のほか、川崎市教育委員会が所管する次の施設についても、横断的に管理するものであることに留意してください。

- ・川崎市立日本民家園（川崎市多摩区枅形7丁目1番1号）
- ・川崎市青少年科学館（川崎市多摩区枅形7丁目1番2号）

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則、川崎市岡本太郎美術館条例及び川崎市岡本太郎美術館条例施行規則に定めるもののほか、詳細については生田緑地並びに川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館指定管理業務仕様書に定めます。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
（5年間）

4 申請方法

(1) 申請に必要な書類

ア 指定申請書（様式1）

※ グループによる申請の場合は、次の書類も提出してください。

（ア）グループ（共同事業体・SPC等）構成団体届出書（様式2-1）

（イ）指定管理者指定グループ申請委任状（様式2-2）

イ 団体の概要（様式3）

※ グループによる申請の場合は、下記書類を代表団体のみならず各構成団体も提出してください。

（ア）定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

（イ）過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の事業実績書及び収支計算書

（ウ）平成27年度及び平成28年度の事業計画書及び収支計算書

（エ）過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収

支計算書又は活動計算書

（オ）役員名簿及び履歴書

（カ）組織及び運営に関する事項を記載した書類

（キ）現に行っている業務の概要を記載した書類

（ク）申請書提出時の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）

（ケ）法人にあつては、過去2年間（平成26年度及び平成27年度）の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書

※ 申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあつては不要。

ウ 宣誓書（様式4-1）

エ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式4-2）

暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、本市が神奈川県警に調査を依頼することを同意する書面

オ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式5）

カ 事業計画書（様式6）

指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業提案書

キ 収支予算書、経費見積書及び利用料金収入見積書（様式7）

ク 事業計画書の概要

※ 様式任意。A3横で3枚以内（表面のみ）

(2) 仕様書等の配布及び申請書類等の提出

ア 配布期間

平成29年8月31日（木）から市の管理するホームページにて配布します。

イ 現地説明会について

原則、説明会は開催しませんが、希望する場合は、川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所にご連絡ください。

ウ 申請書類受付期間、提出場所、方法

（ア）受付期間

平成29年9月21日（木）から9月27日（水）まで（土・日を除く5日間）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（イ）提出場所

川崎市多摩区枅形6-26-1
生田緑地整備事務所

（ウ）提出方法

持参

※ 郵送、ファックス、電子メール等による受付は行いません。

(3) 問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所
電話：044-934-8577
電子メール：53ikuta@city.kawasaki.jp
問合せは、電子メールでお願いします。

川崎市公告第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 8月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区千年字北浦747番2

ほか4筆の一部

1,076平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区新石川二丁目 4番12

さくら地所 株式会社

代表取締役 大須賀 幹雄

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅、共同住宅（既存）

計画戸数：13戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年 6月27日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第41号

川崎市公告第489号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 8月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 8月30日	特定非営利活動法人 はびねす CRAFT	市川 茂夫	川崎市川崎区鋼管通 2丁目14番2号	この法人は、障がい者に対して、日常生活の自立支援、社会復帰に向けた就労支援並びに身体能力に応じた地域交流促進に関する事業を行い、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

川崎市公告第490号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年 8月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 8月21日	特定非営利活動法人 川中島総合型スポーツクラブ	内田 省治	川崎市川崎区宮前町 8番15号 パールビル405	この法人は、次世代を担う子どもたちから高齢者にいたるまでスポーツを愛する地域の人たちに対して、スポーツ教室、スポーツ大会、スポーツや安全に関する普及啓発などに関する事業を行い、スポーツを通じた青少年の健全育成及び地域住民の健康の保持増進、並びに安心して生活できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。また、川崎市内学校の施設運営管理に関する事業を行い、当該学校に通う子どもたちの健全育成を図ること、及び地域の高齢者の雇用創出に寄与することも目的とする。
平成29年 8月25日	特定非営利活動法人 現代用語検定協会 (現在の所轄庁は東京都)	片岡 輝	川崎市麻生区金程 2丁目3番13号 坂野テラスB-2	この法人は、日本の将来を担う学生、生徒、児童はもとより成人に対して、世界の人々と共生できる心豊かな人間性の育成、未来を拓くための能力開発の育成、国際社会に貢献しうる有為な人材を育成する事業を行い、教育を通じて国際社会に寄与することを目的とする。

平成29年 8月25日	特定非営利活動法人 川崎市視覚障害者福祉協会	高橋吉四郎	川崎市川崎区堤根 34番地15 川崎市視覚障害者情報 文化センター内	この法人は、川崎市及び川崎市近隣の視覚障害のある者に対して、社会連帯の理念に基づき、視覚障害のある者が社会を構成する一員として、自立し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための各種の事業を行い、もって視覚障害のある者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
-------------	---------------------------	-------	---	--

川崎市公告第491号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年 8月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 8月24日	特定非営利活動法人 ぐるーぷ麦	吉田 歌子	川崎市高津区二子2丁目 17番2号	この法人は、主に若年認知症、初期の認知症と介護者に対して、双方の適正な対応、生活支援、相談などで具体的に支援し、広く一般市民に対しては認知症・予防の啓発活動などの事業を行い、認知症の理解・抑制を図り、併せて公共施設の管理運営を行うことで、健全で豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第296号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 9月11日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター新エネルギー等電気相当量（第1四半期）の売却
- (2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課：
川崎市川崎区東田町5番地4
- (3) 引渡期間 契約日から平成29年12月28日まで
- (4) 概 要 平成29年4月1日から平成29年6月30日までに浮島処理センターで発生した新エネルギー等電気相当量の売却
売却量 3,490,000 kWh

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載するための申請をしていること。
- (4) 電気事業法第27条の27第1項の規定に基づき、発電事業の届出をしていること。又は、小売電気事業の登録の申請等に関する省令（平成27年7月24日経済産業省令第58号）に基づき、小売電気事業の登録申請をしていること。
- (5) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第9条の経過措置規定による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則」に基づく新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行うための電子口座を保有していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を証明出来る書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 伊藤、小林
電話 044-200-2587（直通）
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年 9月11日 (月) から平成29年 9月19日 (火) 9時から17時まで (土、日曜日及び祝日並びに12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法

持参又は郵送。

ただし、郵送の場合は9月19日(火)17時までには必着とし、不備がないこと。

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の発電事業者又は小売電気事業者であることを証明可能な書類。登録が完了していない場合は、手続きを進めていることの証明可能な書類

イ 上記2(5)の電子口座を保有していることを証明可能な書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年9月26日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成29年9月26日(火)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年9月26日(火)から平成29年9月28日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年10月4日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年10月11日(水)10時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送については、10月10日(火)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては1kWhあたりの単価を入札書(見積書)に記載すること。
(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規程」から閲覧できます。
(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第297号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

四谷小学校ほか2校防災備蓄倉庫基本調査業務委託

- (2) 履行場所
川崎市川崎区四谷下町4-1 ほか
- (3) 履行期限
平成29年12月25日
- (4) 業務概要
四谷小学校ほか2校における防災備蓄倉庫(付属品を含む。)設置に向けた基本調査を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の締切日において、平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」に登録されていること。
- (3) 川崎市内に本店又は受任地を有していること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (5) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間に以内に官公庁において、仕様書記載の類似契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書、2(6)の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
総務企画局危機管理室
地域防災・要援護者支援強化担当
電 話 044-200-3553(直通)、
F A X 044-200-3972、
E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年9月11日から9月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格

業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

- (1) 通知書交付日
平成29年9月20日まで
- (2) 場所
3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)
なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。
ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。
- (4) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様に関する問い合わせ
(1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成29年9月11日から9月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。ただし、閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
電子メール及びF A Xによります。
電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp
F A X 044-200-3972
- (5) 回答方法
平成29年9月27日に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又は、F A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年10月2日（月）
午後2時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)と同じです。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。（「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)）

川崎市公告（調達）第298号

一般競争入札について次の通り公告します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎競輪場メインスタンド3階整備基本構想策定業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
川崎競輪場

(3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月26日まで

(4) 委託概要 川崎競輪場メインスタンド3階の内装改修工事の基本設計を行うための基本構想の策定を行う。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」種目「意匠設計」かつ「構造設計」に記載されている者であること。

(4) 平成22年度以降で、公営競技場の設計業務の受託をした実績のあること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6

川崎市経済労働局公営事業部総務課

メインスタンド2階 担当 木田

電話 044-211-7082 F A X 044-233-8262

(2) 配布及び提出期間

平成29年9月11日（月）から平成29年9月19日（火）まで（土・日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）とします。

(3) 提出方法

持参に限りません。一般競争入札参加申込書及び入札書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年9月26日(火)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年9月26日(火)の午後1時から午後5時に、3(1)にて書類を交付します。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年9月11日(月)から平成29年9月26日(火)まで(土・日及び休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)とします。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年9月28日(木)までに、参加全社あてにFAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続き等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜き総額で行います。なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成29年10月3日(火)午後2時00分

イ 入札書の提出場所

上記3(1)と同じ

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成29年10月2日(月)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

上記3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りません。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第299号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度原子力防災活動資機材点検等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

総務企画局危機管理室ほか

(3) 履行期間

契約日から平成30年2月28日まで

(4) 業務概要

原子力防災活動用に各局で配備している放射線測定器等の原子力防災活動資機材について、機器の維持を目的とした定期的な詳細点検（メーカーによる点検）を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「医療関連業務」種目「医療機器維持管理」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 企画調整担当

電話 044-200-2794（直通）、

FAX 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年9月11日（月）から9月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年9月19日（火）の午前8時30分から正午までとします。ただし平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年9月21日（木）

午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年9月11日（月）から9月21日（木）までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年9月22日（金）午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。）

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成29年9月25日（月）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年9月28日（木）
午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・

提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第300号

入札公告

Xセンサー（座圧分布測定装置）賃貸借契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争に付する事項

(1) 件 名 福祉用具 Xセンサー（座圧分布測定装置）の賃貸借契約について

(2) 履行場所 百合丘障害者センター（川崎市北部リハビリテーションセンター2階）

川崎市麻生区百合丘2-8-2

(3) 賃貸借期間 平成29年12月1日から平成34年3月31日まで競争入札参加資格名簿の登録

(4) 業種 「リース」

(5) 種目 「その他」

(6) 調達物品の概要は、入札説明書によります。

(7) 一般競争入札参加の申込期間平成29年9月11日から平成29年9月15日まで受け付けます。最低制限価格は設定しません。

(8) 入札及び開札日時

平成29年10月5日 午前10時00分から

2 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための問い合わせ先は、次のとおりです。

百合丘障害者センター（川崎市北部リハビリテーションセンター2階） 担当 小野寺・塚田

川崎市麻生区百合丘2-8-2

電話番号 044-281-6621

FAX 044-966-0282

mail 40yurige@city.kawasaki.jp

(2) 川崎市契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品賃貸借に関する仕様書は、インターネットにおいて、川崎市公式ホームページ入札情報のページで閲覧することができます。

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。諸手続き

の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

ア 一般競争入札参加資格確認申込書は、別紙の案件に定められた期間に百合丘障害者センターに提出しなければならない。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争入札参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければなりません。

ア) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

イ) 川崎市「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格者名簿」の業種「リース」に登録されていること。

ウ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

過去に本市またはその他の官公庁において類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有し、かつこのリース物品について確実に納入することができること。

エ) このリース物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じ速やかに提供できること。

オ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争入札参加者の義務を誠実に履行すること。

カ) 競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を交付します。

キ) 競争入札参加資格があると認められた者が、競争入札参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(入札情報かわさきのページで確認できます。)によりメール・FAXで受け付けます。また、提出された質問書は1(1)問い合わせ先からメール・FAX等にて回答いたします。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、次の日時、場所で執行します。

日時 平成29年10月5日

場所 百合丘障害者センター(川崎市北部リハビリテーションセンター2階)

川崎市麻生区百合丘2-8-2

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争入札参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札方法は、リース総額(税抜)を入札金額として行い入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

エ 落札者の決定については、川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

オ 入札に参加する資格がないものが行った入札及び、川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は、これを無効とします。

(7) 契約の手続き等

ア 契約保証金は、次のとおりとします。

ア) 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ) ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

イ 契約書作成の要否

ア) 契約書作成を必要とします。

(8) その他

ア 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 詳細は、入札説明書によります。

ウ 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第301号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び数量

高規格救急自動車 4台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 落札者を決定した日
平成29年7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
神奈川トヨタ自動車 株式会社 直販部
部長 渡辺 浩
横浜市神奈川区栄町7番地1
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
70,856,676円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年6月12日

川崎市公告(調達)第302号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
消防ポンプ自動車 1台
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
小川ポンプ工業 株式会社 東京事務所
所長 二神 智
東京都千代田区三崎町二丁目13番1号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
30,510,309円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年6月12日

川崎市公告(調達)第303号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量

平成30年度 中型ごみ車6m³(強制圧縮式)の購入
5台

- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 モリタエコノス 神奈川支店
支店長 高田 典尚
横浜市鶴見区大黒町9番6号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
76,555,445円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年6月26日

川崎市公告(調達)第304号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
平成30年度 中型ごみ収集車6m³(コンテナ傾倒装置付)の購入 6台
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
96,954,534円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年6月26日

税 公 告

川崎市税公告第148号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第149号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第150号

市税過誤納金等還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第151号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第152号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第153号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第154号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第155号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第156号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成29年 9月12日	計1件
平成29年度 (平成27年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	平成29年 9月12日	計1件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随時分	平成29年 9月12日	計10件
平成29年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成29年 9月12日	計13件
平成29年度	軽自動車税	全期分	平成29年 9月12日	計150件

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第32号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年 8月23日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定有効期間

平成29年 9月1日から

平成34年 7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1034

商号又は名称 有限会社赤神設備工業

営業所所在地 川崎市多摩区登戸1968番地 1 F

代表者氏名 赤神 将太

指定番号 1035

商号又は名称 株式会社匠龍工業

営業所所在地 神奈川県藤沢市用田208番地の2

代表者氏名 岡崎 祐樹

川崎市上下水道局告示第33号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者

の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年 8月31日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定番号 第1569号

氏名又は名称 小林設備工業

住 所 東京都東大和市南街2丁目34番地の3

代表者氏名 小林 仁志

指定年月日 平成29年 8月30日

2 指定番号 第1570号

氏名又は名称 グリーンポンプサービス株式会社

住 所 神奈川県大和市代官一丁目1番28号

代表者氏名 堀 芳昭

指定年月日 平成29年 8月30日

3 指定番号 第1571号

氏名又は名称 S L S 株式会社

住 所 大阪府吹田市南金田二丁目3番26号

代表者氏名 明石 康裕

指定年月日 平成29年 8月30日

4 指定番号 第1572号

氏名又は名称 株式会社メディオテクノ

住 所 東京都国立市泉一丁目1番3号

代表者氏名 黒川 博憲
指定年月日 平成29年 8月30日

川崎市上下水道局告示第34号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届
け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の
変更を行いましたので告示します。

平成29年 8月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第745号
氏名又は名称 有限会社信葉設備工業
住 所 (新) 東京都町田市成瀬四丁目 5番
7号
(旧) 東京都町田市成瀬4536番7
代表者氏名 出利葉 康
変更年月日 平成26年 7月21日
- 2 指定番号 第665号
氏名又は名称 有限会社小糸設備
住 所 (新) 神奈川県相模原市南区下溝
1039番地 6
(旧) 神奈川県相模原市南区栄町 4
番23号
代表者氏名 小糸 邦彦
変更年月日 平成27年12月29日
- 3 指定番号 第136号
氏名又は名称 有限会社石川設備工業所
住 所 川崎市宮前区野川2256番地
代表者氏名 (新) 石川 剛
(旧) 石川 千春

(案件1)

変更年月日 平成27年 5月20日

- 4 指定番号 第647号
氏名又は名称 ミサワホーム建設株式会社
住 所 (新) 東京都杉並区高井戸東二丁目
4番5号
(旧) 東京都調布市調布ヶ丘三丁目
33番地 2

代表者氏名 高橋 吉教
変更年月日 平成29年 7月 1日

- 5 指定番号 第1359号
氏名又は名称 旭シンクロテック株式会社
住 所 東京都港区港南二丁目13番34号
代表者氏名 (新) 加藤 満信
(旧) 吉田 周平
変更年月日 平成29年 6月27日

- 6 指定番号 第1104号
氏名又は名称 株式会社イースマイル
住 所 (新) 大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁
目 7番 3号イースマイルビル
(旧) 大阪府大阪市浪速区敷津東三丁
目 7番10号イースマイルビル
代表者氏名 島村 禮孝
変更年月日 平成29年 4月17日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第66号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成29年 8月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター 1系No.2 焼却設備用空気圧縮機整備その他工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履行期限	契約の日から平成29年12月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月13日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月12日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(川崎市川崎区宮本町1番地))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年9月12日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係(川崎市川崎区宮本町1番地))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事(下期 単価契約)
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p>	

参加資格	<p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>オ 川崎市多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>カ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されている者。</p> <p>キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成29年9月12日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（川崎市川崎区宮本町1番地））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	京町ポンプ場ほか建設機械その14工事
	履行場所	川崎市川崎区京町2-23-1ほか
	履行期限	契約の日から平成31年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p>	

参加資格	(8) 下水道施設において、消毒設備の注入ポンプ及び貯留タンクの製作・据付工事の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年9月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター改築機械その18工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期限	契約の日から平成30年12月14日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 水道施設又は下水道施設において、ポンプ設備（陸上ポンプ）の製作・据付工事の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第67号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度入江崎総合スラッジセンター保管焼却灰コンテナ保守・点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区浮島町511番地先
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「その他」に記載されている者。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月21日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	工水1号及び工水3号送水管流量計改良に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1(長沢浄水場内)
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されている者。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年9月21日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第68号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生水処理センターNo.1-1、2-4 初沈汚泥かき寄せ機整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年9月20日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度汚泥圧送管空気弁等取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、中原区地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 (10) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、平成14年4月1日以降に、水道施設における配水管布設替工事の元請としての完工実績を有すること。なお、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年9月19日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第66号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月21日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平 野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
停留所案内板作成等業務委託(柿生線ダイヤ改正)
- (2) 履行場所
川崎市交通局が指定する場所
- (3) 履行期間
契約締結日から平成29年9月30日まで
- (4) 業務概要
仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年8月21日から平成29年8月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年8月29日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 運輸係 新見
電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年9月5日 午前10時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第32号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口で回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

- イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
 なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。
- ウ 入札保証金は免除します。
- エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について
 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
 ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
 イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院高速遮断器設備点検整備業務委託
	履行場所	川崎市立多摩病院 (川崎市多摩区宿河原1-30-37)
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「施設維持管理」 種目 「電気・機械設備保守点検」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札保証金	免除します。	
契約保証金	契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

川崎市病院局公告第33号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
 病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル 7階 電話044-200-3857 (直通)
- (2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担

当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
 ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
 イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごと

に定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する総合医療情報システム用デスクトップ端末の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「コンピュータ」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分 ※案件1・案件2は合併入札	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する総合医療情報システム用ノートブック端末の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「コンピュータ」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	

最低制限価格の有無	設定しません。
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分 ※案件1・案件2は合併入札

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するレゼクトスコープセットの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する超音波診断装置(検査科)の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する全自動輸血検査装置の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月30日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する全身麻酔器の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する人工呼吸器 (MEセンター) の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する患者シミュレータ (SimManALS) の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する患者シミュレータ (レサシアンシミュレータPLUS) の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用するモルセレーターシステムセットの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する手術用ドリルの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する放射線治療システム関連機器アップグレードの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院及び井田病院で使用する下半期給食用米穀の単価契約
	履行場所	川崎市立川崎病院及び井田病院
	契約期間	平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「食料品」 種目「食料品」
	地域区分	「市内」
競争参加の申込	平成29年8月25日から平成29年9月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年9月8日 午前10時00分	

病 院 局 公 告 (調 達)

川崎市病院局公告(調達)第10号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年9月11日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び

通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「名簿」といいます。）」に登録のない者（別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含まれます。）は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加

申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

(1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。

(2) 前払金の適用はありません。

(3) 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院電話交換機の賃貸借契約
	履行場所	川崎市立川崎病院
	履行期限	平成29年11月1日から平成36年3月31日まで（長期継続契約）
競争参加資格	名簿の登録	業種 「リース」 等級各付：「A」

競争参加資格	そ の 他	次の条件を全て満たすこと。 1 この調達物品について、類似の契約実績があること。 2 この調達物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
競争参加の申込等	平成29年9月11日から平成29年9月25日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日 時	平成29年10月24日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
郵便による入札書の提出	提出期限	平成29年10月19日必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定されていません。	
入札保証金	免除とします。	
契約保証金	契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市病院局契約規程第34条各号に該当する場合は、免除します。	
Summary	1 Nature and quality of product to be purchased: Lease of the telephone switchboard 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. October, 24, 2017 3 Time-limit for tender by mail: October 19, 2017 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第13号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年8月25日

川崎市消防長 田 中 経 康

訓 練 1	日 時	平成29年9月11日（月） 11時00分～11時15分
	場 所	宮前区犬蔵1丁目10番2号 川崎市消防訓練センター
	消防隊数	消防防隊7隊 救急隊2隊 計9隊

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第12号

川崎市学校給食センター条例施行規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市学校給食センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市学校給食センター条例（平成29年川崎市条例第22号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施学校)

第2条 川崎市学校給食センター(以下「センター」という。)が学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。

名称	学校名
川崎市南部学校給食センター	大師中学校、南大師中学校、川中島中学校、桜本中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、富士見中学校、川崎中学校、川崎高等学校附属中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、南加瀬中学校、橘中学校、東高津中学校、宮崎中学校、有馬中学校、宮前平中学校、向丘中学校、菅生中学校

(事務分掌)

第3条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) センターの衛生管理に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 学校給食の配送に関すること。
- (4) 給食物資の検収及び保管に関すること。
- (5) 調理業務に関すること。
- (6) 献立作成に関すること。
- (7) 食品衛生に関すること。
- (8) 食物アレルギーに係る相談等に関すること。
- (9) 実施学校の食育指導に関すること。
- (10) その他センターの運営に関すること。

(職員)

第4条 センターに所長を置く。

2 センターに担当課長、課長補佐、指導主事、担当係長及び主任を置くことができる。

(職務等)

第5条 所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長、課長補佐、指導主事及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職務の代理)

第6条 所長、担当課長、課長補佐及び担当係長に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会規則第13号

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市個人情報保護条例施行規則(昭和60年川崎市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 川崎市学校給食センター条例施行規則(平成29年川崎市教育委員会規則第12号)第4条に規定する所長

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会規則第14号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条の表健康給食推進室の部に次の1号を加える。

(7) 学校給食センターに関すること。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会規則第15号

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育機関事務分掌規則(平成3年川崎市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市総合教育センター」の次に「、川崎市学校給食センター」を加える。

第4条の表図書館の項第7号中「図書館協議会」を「川崎市社会教育委員会議図書館専門部会」に改め、同表日本民家園の項第7号中「日本民家園協議会」を「川崎市社会教育委員会議日本民家園専門部会」に改め、同表青少年科学館の項第8号中「青少年科学館協議会」を「川崎市社会教育委員会議青少年科学館専門部会」に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会規則第16号

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項中「所長」の次に「(学校給食センターを除く。)」を加え、同部課長級の項中

「
課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、館長、園長又は分館長
」

を

「
課長若しくは担当課長、課に相当する室の長、所長（学校給食センターに限る。）、館長又は園長
」

に改め、同部係長級の項中「担当係長」の次に「、分館長」を加える。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第25号

川崎市教育委員会定例会の議事事項を次のとおり追加します。

平成29年8月18日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

1. 日 時 平成29年8月22日（火）14：00から
2. 場 所 教育文化会館 第6会議室
3. 追加する議事事項
議案第39号 人事について
議案第40号 人事について

川崎市教育委員会告示第26号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成29年8月18日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成29年8月27日（日）10：00から
- 2 場 所 総合教育センター 第1研修室
- 3 議 事
議案第41号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳）の採択について
議案第42号 平成30年度使用小学校教科用図書（道徳を除く）の採択について
議案第43号 平成30年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第44号 平成30年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について
議案第45号 平成30年度使用高等学校教科用図書の採択について
議案第46号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）
議案第47号 平成30年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）
議案第48号 平成30年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）
議案第49号 平成30年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

教 育 委 員 会 公 告

川崎市教育委員会公告第4号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
平成29年8月31日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

1 指定管理者を募集する施設の名称及び所在地

(1) 川崎市立日本民家園 (川崎市多摩区枅形7丁目1番1号)

(2) 川崎市青少年科学館 (川崎市多摩区枅形7丁目1番2号)

※当該指定管理業務は、上記施設のほか、川崎市が所管する次の施設についても、横断的に管理するものであることに留意してください。

- ・生田緑地 (管理対象面積：約54.2ha) (川崎市多摩区枅形6丁目・7丁目、東生田2丁目・3丁目・4丁目、東三田3丁目及び長尾2丁目並びに宮前区初山1丁目)

主な公園施設

- ・生田緑地東口ビジターセンター
- ・生田緑地西口サテライト
- ・生田緑地整備事務所
- ・生田緑地駐車場 (東口駐車場・西口駐車場・大型バス駐車場)
- ・枅形山展望台
- ・川崎市岡本太郎美術館 (川崎市多摩区枅形7丁目1番5号)

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市立日本民家園条例、川崎市立日本民家園使用規則、川崎市青少年科学館条例及び川崎市青少年科学館使用規則に定めるもののほか、詳細については生田緑地並びに川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館指定管理業務仕様書に定めます。

3 指定管理者の指定の予定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで (5年間)

4 申請方法

(1) 申請に必要な書類

ア 指定申請書 (様式1)

※グループによる申請の場合は、次の書類も提出してください。

(ア) グループ (共同事業体・SPC等) 構成団体届出書 (様式2-1)

(イ) 指定管理者指定グループ申請委任状 (様式2-2)

イ 団体の概要 (様式3)

※グループによる申請の場合は、下記書類を代表団体のみならず各構成団体も提出してください。

(ア) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(イ) 過去2年間 (平成26年度及び平成27年度) の事業実績書及び収支計算書

(ウ) 平成27年度及び平成28年度の事業計画書及び収支計算書

(エ) 過去2年間 (平成26年度及び平成27年度) の財産目録、貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は活動計算書

(オ) 役員名簿及び履歴書

(カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(ク) 申請書提出時の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数 (パートタイマー、アルバイト) 等の人員表 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表)

(ケ) 法人にあつては、過去2年間 (平成26年度及び平成27年度) の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書

※申請の日が属する事業年度に設立された法人等にあつては不要。

ウ 宣誓書 (様式4-1)

エ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書 (様式4-2)

暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、本市が神奈川県警に調査を依頼することを同意する書面

オ コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式5)

カ 事業計画書 (様式6)

指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業提案書

キ 収支予算書、経費見積書及び利用料金収入見積書 (様式7)

ク 事業計画書の概要

※様式任意。A3横で3枚以内 (表面のみ)

(2) 仕様書等の配布及び申請書類等の提出

ア 配布期間

平成29年8月31日 (木) から市の管理するホームページにて配布します。

イ 現地説明会について

原則、説明会は開催しませんが、希望する場合は、川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所にご連絡ください。

ウ 申請書類受付期間、提出場所、方法

(ア) 受付期間

平成29年9月21日 (木) から9月27日 (水) まで (土・日を除く5日間)

午前9時から午後5時まで (ただし、正午

から午後1時までは除く。)

(イ) 提出場所

川崎市多摩区枳形6-26-1
生田緑地整備事務所

(ウ) 提出方法

持参

※郵送、ファックス、電子メール等による受
付は行いません。

(3) 問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所

電話：044-934-8577

電子メール：53ikuta@city.kawasaki.jp

問合せは、電子メールでお願いします。

教 育 委 員 会 訓 令

川崎市教育委員会訓令第8号

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の
一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程（昭和50年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

総合教育センター	室長
----------	----

を

総合教育センター	室長
学校給食センター	所長

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第9号

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する
規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間 45分	8：30 ～ 17：15	12：00 ～ 13：00	日曜日 及び 土曜日
----------	-----------------	-------------	--------------------	---------------------	------------------

を

総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間 45分	8：30 ～ 17：15	12：00 ～ 13：00	日曜日 及び 土曜日
学校給食センター	学校給食センターに勤務する一般事務職である職員	38時間 45分	8：30 ～ 17：15	12：00 ～ 13：00	日曜日 及び 土曜日
	学校給食センターに勤務する職員（一般事務職である職員を除く。）	38時間 45分 (所長)	1 7：45 ～ 16：30 2 8：30 ～ 17：15	勤務時間の途中において1時間	日曜日 及び 土曜日

に改める。

別表第2中

2 修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。(校長)	3 時間30分から12時間までの範囲内	2 勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	2 4週間を通じ8日以上
--	---------------------	--	--------------

を

2	2	2	2
修学旅行において生徒を引率して行う指導業務に従事する場合は、当該業務に係る勤務日を含む4週間を通じ1週間につき38時間45分とする。 (校長)	3時間30分から12時間までの範囲内	勤務時間が6時間を超える場合は勤務時間の途中において45分、8時間を超える場合は勤務時間の途中において1時間とする。	4週間を通じ8日以上

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第10号

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員研修規程（平成21年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 川崎市学校給食センター条例施行規則（平成29年川崎市教育委員会規則第12号）第4条に規定する所長

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第11号

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「教育機関に勤務する職員」の次に「(学校給食センターに勤務する学校栄養職である職員を除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第12号

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会
教育長 渡 邊 直 美

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

校長、副校長及び教頭以外の教職員	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室の学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長

を

校長、副校長及び教頭以外の教職員（健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員を除く。）	副校長又は教頭	校長
健康給食推進室及び学校給食センターの学校栄養職員	担当係長又は指導主事	担当課長又は所長

に改める。

第10号様式の1及び第10号様式の2を次のように改める。

第10号様式の1 (学校栄養職員用)

(表)

自 己 観 察 書

		目標設定基準日	年 月 日	評価基準日	年 月 日
ふりがな 氏 名	年 月 日生 (歳)		学校名 ・ 所属名	職名	
担当職務					

助言指導者 職名・氏名

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自 己 観 察 記 録	助 言 指 導 記 録
給 食 管 理	----- (追加・変更)		
食 に 関 す る 指 導	----- (追加・変更)		

(裏)

	今年度の具体的な目標・ 目標達成のための具体的な手立て	自己観察記録	助言指導記録
運			
営	(追加・変更)		

自己研さん・研修	今年度の自己研さんや研修について	自己研さんや研修の成果等について

特記事項	意見等があれば記入してください。

第10号様式の2 (学校栄養職員用)

観 察 指 導 記 録

評価基準日 年 月 日

学校名・所属名	職名・氏名
助言指導者 職名・氏名	観察指導者 職名・氏名

職務分類	評価項目	着 眼 点	自己評価	助言指導者の評価	観察指導者の評価		特 記 事 項 (「S」又は「D」を付けた場合にはその理由を、「C」を付けた場合には指導・助言内容等を記載)
					評価項目別	職務分類別	
給食管理	能	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断 力、説明・調整力	A B C				
	実 績	業務実績、業務改善	A B C				
食に関する指導	能	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断 力、説明・調整力	A B C				
	実 績	業務実績、業務改善	A B C				
運営	能	知識・技術・技能、 情報収集・活用力、 企画・計画力、判断 力、説明・調整力	A B C				
	実 績	業務実績、業務改善、 正確性・迅速性、効 率性	A B C				
共通	意 欲	責任感、連携・協力 姿勢、積極性	A B C		/		

〔 困難度 〕

第11号様式の1及び第11号様式の2を削り、第12号様式の1を第11号様式の1とし、第12号様式の2を第11号様式の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

教 育 長 訓 令

川崎市教育委員会教育長訓令第4号

事務局各課
各教育機関

川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程（平成15年川崎市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「川崎市総合教育センター処務規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第10号）」の次に「、川崎市学校給食センター条例施行規則（平成29年川崎市教育委員会規則第12号）」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年8月29日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月28日

川崎市人事委員会

委員長 秦 野 純 一

川崎市人事委員会規則第13号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

課長（庶務課長及び企画課長を除く。）
総合教育センターの室長

」

を

「

課長（庶務課長及び企画課長を除く。）
学校給食センター所長
総合教育センターの室長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

中 原 区 告 示

川崎市中原区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、番号標を紛失していることを発見したため、平成29年8月17日以降無効とする。

平成29年8月24日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

川崎 3	—	36	川崎 3	—	72
川崎 3	—	44	川崎 3	—	78
川崎 3	—	53	川崎 3	—	79
川崎 3	—	55	川崎 3	—	85
川崎 3	—	57	川崎 6	—	89
川崎 3	—	60	川崎 9	—	45
川崎 3	—	64	川崎 9	—	50
川崎 3	—	65	川崎 9	—	58
川崎 3	—	67			

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第89号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月18日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 28年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年8月29日 (第2期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第3期	平成29年8月29日 (第3期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第4期	平成29年8月29日 (第4期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第5期	平成29年8月29日 (第5期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第6期	平成29年8月29日 (第6期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第7期	平成29年8月29日 (第7期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第8期	平成29年8月29日 (第8期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年8月29日 (第9期分)	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年8月29日 (第10期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年6月	平成29年8月29日 (過年6月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年8月29日 (第1期分)	計16件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年8月29日 (第2期分)	計90件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第90号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月18日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年8月29日 (第1期分)	計17件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第91号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月18日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第4期	平成29年8月29日 (第4期分)	計23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第92号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月18日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	平成29年8月29日 (第1期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第93号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年8月18日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第 1 期	平成29年 8 月29日 (第 1 期)	計42件
平成 29年度	国民健康 保険料	第 2 期	平成29年 8 月29日 (第 2 期)	計42件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第42号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8 月18日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第 1 期	平成29年 8 月29日 (第 1 期分)	計11件
平成 29年度	国民健康 保険料	第 2 期	平成29年 8 月29日 (第 2 期分)	計32件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第43号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8 月18日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第 4 期	平成29年 8 月29日 (第 4 期分)	計19件

別紙省略

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第34号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8 月18日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第 1 期	平成29年 8 月29日 (第 1 期分)	計28件

別紙省略

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第37号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8 月18日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	第 1 期分	平成29年 8 月29日 (第 1 期分)	計51件
平成 29年度	国民健康 保険料	第 2 期分	平成29年 8 月29日 (第 2 期分)	計46件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第38号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が

不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第4期分	平成29年8月29日 (第4期分)	計21件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第39号

差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月31日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第42号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 28年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年8月29日	計1件
平成 28年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年8月29日	計3件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年4月	平成29年8月29日	計1件

平成 29年度	国民健康 保険料	過年5月	平成29年8月29日	計2件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年8月29日	計29件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年8月29日	計29件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第43号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第3期	平成29年8月29日	計13件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第44号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	後期高齢者 医療保険料	6月	平成29年8月29日	計1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第41号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記

載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月16日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手しうる日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料			計1件

別紙省略

川崎市多摩区公告第42号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	介護 保険料	第4期	平成29年 8月31日	計9件

別紙省略

川崎市多摩区公告第43号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月25日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・ 備考
平成 29年度	国民健康 保険料	平成29年 7月期	平成29年 9月 5日 (平成29年 7月期分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年 9月 5日 (第1期分)	計20件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年 9月 5日 (第2期分)	計77件

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第43号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公示により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料	過年 5月	平成29年 8月29日 (過年 5月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	過年 7月	平成29年 8月29日 (過年 7月分)	計1件
平成 29年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年 8月29日 (第1期分)	計24件
平成 29年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年 8月29日 (第2期分)	計58件

別紙省略

川崎市麻生区公告第44号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 8月18日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第45号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年8月31日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての採決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

辞 令

平成29年8月29日付人事異動

（教育委員会事務局）

任 命	氏 名	前 職
（課長級）		
南部学校給食センター所長	阿 部 信 一	健康給食推進室担当課長

